

令和5年10月のインボイス制度の開始に伴い、インボイス対応の様式が追加されました。

北泊財産区費会計、企業会計（下水道事業、水道事業、モーターボート競走事業）につきましては、適格請求書発行事業者様は、インボイス制度における要件を満たす適格請求書（インボイス）を交付していただきますようお願いいたします。

請求書は任意の様式でもご提出いただけますが、これまでの請求書記載事項に加えて、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）、登録番号が記入されているか、ご確認をお願いいたします。

免税事業者様も、会計・事業別の請求書様式をご利用ください（登録番号の記入は不要です）。

様式は全部で4種類です。※会計課提出様式一覧からダウンロードしてご利用ください。

会計の種類	使用様式	備考
一般会計	No.1 一般会計用 (鳴門市長宛・インボイス非対応)	※一般会計とは、北泊財産区、企業会計を除いた全ての部署で発注するものです。
特別会計（北泊財産区）	No.2 北泊財産区用 (鳴門市長宛・インボイス対応)	総務課からの発注のうち、一部。※発注課から様式をご案内します。
企業会計（下水道事業）	No.3 下水道事業用 (鳴門市長宛・インボイス対応)	
企業会計（水道事業・モーターボート競走事業）	No.4 水道・モーターボート競走事業用 (企業局長宛・インボイス対応)	

請求書の様式について

【令和7年4月1日から押印を省略できます】

○ 請求者（代表者印や個人印）の押印を省略し、電子メールにより提出できるようになりました。なお、従来どおり書面に押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

○ 「発行責任者及び担当者の役職、氏名、電話連絡先」の記載欄を設けました。

※押印を省略する場合は、必ず記載してください。（法人、個人事業主、団体の方）

※請求者が個人の場合、発行責任者及び担当者の記載は不要ですが、電話番号を必ず記載してください。

なお、詳細は「請求書の押印省略に関するQ&A」や「請求書の記入例」をご確認ください。